

## 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

平成30年（2018年）7月に発生した「西日本豪雨」は、甚大で広範囲に及ぶ被害をもたらしました。

また近年は、豪雨や竜巻などが発生しやすい気象条件にあり、洪水や土石流等の土砂災害が発生しやすい状況となっています。

こうした中で、被災した住民の生活再建を支援していく制度を拡充することは、喫緊の課題です。

都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する被災者生活再建支援法が平成10年（1998年）5月に成立し、適用が開始された平成11年（1999年）から今年で20年目を迎えます。

これまで、平成16年（2004年）、平成19年（2007年）に大幅な法改正があり、一定の改善が図られ、概ね現行制度に至っています。

しかしながら、災害規模の要件により、適用対象外となり、被災者間に不均衡が生じている事例、多数の半壊した住家等が発生しているにもかかわらず、支給対象外となり、被災者の迅速な生活再建に結び付いていない事例、住宅の建設・購入、補修費など多額の支出を要する住宅の再建に現行の支給額では不十分といえる可能性があるなど、課題も浮き彫りとなっています。

被災した住民の生活再建のためには、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するよう、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要であります。

よって、政府及び国会におかれましては、被災者生活再建支援法の改正について、次の事項を実現されるよう、強く要望いたします。

- 1 被災者生活再建支援金のうち加算支援金の額を2倍に引き上げ、被災者生活再建支援金全体の最高額を300万円から500万円に引き上げること。
- 2 被災自治体の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法人に対する国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げること。また、都道府県

の追加拠出に対し、過去と同等の地方財政措置(起債充当率100%、償還に対する交付税措置80%)を講じること。

- 3 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年9月19日

尾 道 市 議 会

関係行政庁及び国会あて